

令和6年4月25日

質疑に対する回答

高知県知事

高知県が発注する下記の建設工事に関する質疑については、別紙により回答いたします。

記

- 1 公告日  
令和6年4月22日
- 2 工事番号  
道老対（橋梁） 第91-12-5号
- 3 工事名  
国道321号（下川口大橋）橋梁修繕工事
- 4 工事場所  
高知県土佐清水市下川口

工事番号：道老対（橋梁） 第 91-12-5 号

工 事 名：国道 3 2 1 号 （下川口大橋）橋梁修繕工事

**【質疑 1】**

「業種がとび・土工・コンクリート工事であること。」とあります。

市役所の工事で、コリンズが下記内容の工事の施工実績がございますが、今回の工事の施工実績として該当するか教えてください。

公共工事の分野：その他 橋梁保全工事

工事の受注に対応した建設業許可業種：土木一式工事

工事の入札参加資格区分：一般土木工事

工種 1：維持修繕工事

工法・型式 1：維持修繕工

工種 2：その他のとび・土工・コンクリート工事

工法・型式 2：その他のとび・土工・コンクリート工

**【質疑 2】**

道老対（橋梁）第 91-12-5 号に係る施工実績について業種がとび・土工・コンクリート工事であること。橋梁の高欄（橋梁用防護柵）設置工事であること。

と、ありますが、土木一式工事で橋梁の高欄（橋梁用防護柵）設置の実績では参加可能でしょうか。

**【質疑 3】**

内訳書の業種は、とび・土工工事だと思いますが、コリンズでは業種が土木一式と記載になっています。しかしこの工事は、土木一式工事とは違うとおもうので、この工事分の施工実績で今回の入札ができるでしょうか？

**【回答】**

施工実績については、公告に記載しているとおり、工事の受注に対応した建設業許可業種が「とび・土工・コンクリート工事」としています。